

施設配置等計画編
第 1 章 河川環境等の整備と保全及び総合的な土砂管理

目 次

第 1 節	河川環境等の整備と保全.....	1
1. 1	総説.....	1
1. 2	河川環境等の特徴の把握.....	1
1. 3	河川環境等の整備と保全の目標の設定.....	1
1. 3. 1	目指すべき方向性の設定.....	1
1. 3. 2	目標の設定.....	1
1. 4	河川環境等の整備と保全の方策.....	1
第 2 節	総合的な土砂管理	1
2. 1	総説.....	1
2. 2	土砂管理目標の設定.....	2
2. 3	土砂管理対策の策定.....	2
2. 4	土砂管理に関するモニタリング・見直し等.....	2

令和 4 年 6 月 版

第1章 河川環境等の整備と保全及び総合的な土砂管理

第1節 河川環境等の整備と保全

1. 1 総説

< 必 須 >

河川環境等の整備と保全に関する計画を策定するに当たっては、河川環境等の特徴、流域・沿岸の自然環境や社会環境及びそれらの歴史的な変遷等を把握し、治水・利水機能との整合を図りながら、河川環境等の整備と保全の目標を設定し、それを実現するための方策を策定するものとする。また、この際には、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出、良好な景観の保全・創出、人と河川等との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出、良好な水質の保全等を総合的に勘案するものとする。

1. 2 河川環境等の特徴の把握

< 標 準 >

河川、海岸及び溪流特性、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川・海岸及び溪流利用の状況、流域・沿岸の自然環境、社会環境及びそれらの歴史的な変遷等について、調査を行い、河川環境等の特徴を把握することを基本とする。

これらの調査結果については河川等の全体及び区域ごとに体系的にとりまとめるものとする。

1. 3 河川環境等の整備と保全の目標の設定

1. 3. 1 目指すべき方向性の設定

< 標 準 >

河川環境等の整備と保全の目指すべき方向性の設定に当たっては、河川環境等の特徴及び流域・沿岸の特性等を踏まえ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出、良好な景観の保全・創出、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出、良好な水質の保全の観点から設定することを基本とする。

1. 3. 2 目標の設定

< 標 準 >

河川環境等の整備と保全の目標は、目指すべき方向性を踏まえ、治水面・利水面・環境面を総合的に調整し、河川環境等の特徴に対応して区分した区域ごとに設定することを基本とする。

1. 4 河川環境等の整備と保全の方策

< 標 準 >

河川環境等の整備と保全の目標を達成するため、必要となる方策について策定するものとする。

方策を検討するに当たっては、流域の住民、関係機関等との連携、適切な役割分担について考慮することを基本とする。

第2節 総合的な土砂管理

2. 1 総説

< 標 準 >

総合的な土砂管理を行うにあたっては、関係機関が連携し、砂防・ダム・河川・海岸等のそれぞれの領域において土砂移動の実態把握のための調査・分析を行い、現状と課題を把握する。そ

の上で、当該課題に対し、各領域の個別の対策だけでは解決が困難な場合に、流砂系または土砂移動に関する課題を有する複数領域（以下「流砂系等」という。）において、土砂管理目標を定め、目標を達成できるよう砂防・ダム・河川・海岸等の土砂管理対策メニューを組み合わせ、流砂系等全体としての土砂管理対策を策定することを基本とする。また、土砂管理対策などの効果・影響を把握し、その結果を踏まえて必要に応じ見直すことを基本とする。

2. 2 土砂管理目標の設定

<標準>

総合的な土砂管理の目的や流砂系等の特性を踏まえ、当該流砂系等が目指すべき姿を設定するとともに、それを実現するために土砂管理目標を設定することを基本とする。

2. 3 土砂管理対策の策定

<標準>

土砂管理目標を達成するため、個別領域における土砂管理対策メニューを抽出した上で、各領域の土砂管理対策メニューを組み合わせ、流砂系等全体として目標を達成できるように策定することを基本とする。

なお、土砂管理対策については、各領域における計画（河川法に基づく河川整備基本方針や河川整備計画、海岸法に基づく海岸保全基本計画、砂防基本計画、砂利採取など）に定められた対策と整合をとることを基本とする。

2. 4 土砂管理に関するモニタリング・見直し等

<標準>

土砂管理に関するモニタリングを行い、土砂管理目標の達成状況や土砂管理対策の効果・影響などについて評価を行うことを基本とする。また、その評価を踏まえ、必要に応じて総合的な土砂管理の取組内容等の見直しを行うことを基本とする。